

## こしがや子育てガイドブック協働発行业務仕様書

### 1 概要

越谷市と民間事業者が協定を結び、日常生活上の行政手続きや行政サービス等を掲載したこしがや子育てガイドブック（以下「ガイドブック」という）を協働で発行する。

### 2 発行時期

令和6年10月（予定）

### 3 規格等

- ・スマートフォンやタブレット端末からアプリ等を介して市民ガイドブックを閲覧できるようにすること。
- ・規格はA5判・フルカラー、ページ数は100ページ程度（表紙を含む）。作成部数は9,000部。掲載内容は、子育て支援に係る制度や各種手続き・施設などの情報とする。詳細については、別途協議のうえ定めるものとする。

### 4 広告掲載

- (1) 協働発行业務者は、ガイドブックに広告を掲載できるものとし、その広告収入は協働発行业務者に帰属するものとする。
- (2) 掲載できる広告は、「越谷市広告掲載に関する要綱」に定める基準を満たすものでなければならない。
- (3) 協働発行业務者は、広告掲載の説明にあたって、作成部数から必要な部数を利用することができる。ただし、利用できる部数は最大200部とする。

### 5 役割分担

- (1) 越谷市は協働発行业務者にガイドブックに掲載する行政情報を提供する。
- (2) 協働発行业務者は、ガイドブックの企画・編集・印刷・製本・配布・広告販売に関する業務を行う。

### 6 作成経費

- ・ガイドブックに係る費用は協働発行业務者が全額負担し、越谷市は一切の費用を負担しないものとする。

### 7 発行に係る責任

- (1) 行政情報に関する責任は越谷市が負うものとする。
- (2) 行政情報以外に関する責任は協働発行业務者が負うものとする。

## 8 納品

越谷市役所ほか、越谷市が指定する市内施設（1カ所程度）へ搬入する。詳細については別途協議すること。また、電子データをPDF形式で作成し、CD-ROMで納品すること。

## 9 その他

仕様書に記載の無い事項については、越谷市と協働発行事業者で協議し決定する。

また、本事業の実施にあたっては、公の秩序、善良の風俗に反することのないようにすること。

事業者は著作物にかかる協働発行事業者の著作権を市に提供し、市の判断により2次利用可能とすること。